

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第七十卷 第四號

大正二十二年十一月一日發行

## 論叢

獨身概論……………法學博士 財部 靜治  
サン・シモン派の社會改造哲學及び連帶思想……………文學博士 米田庄太郎  
 植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃  
 海運に於ける競争と獨占との分界……………法學士 小島昌太郎

## 時論

震災經濟觀……………法學博士 河田 嗣郎  
 時局緊急の經濟關係諸勅令……………法學博士 神戶 正雄

## 說苑

安政の震災と救濟策……………法學士 本庄榮治郎  
 勞働生産力と勞賃……………經濟學士 森 耕二郎

## 雜錄

原始的土地所有權の一例……………法學博士 河 上 肇  
 兌換券と物價指數との關係……………經濟學士 蜷 川 虎三  
 戰後獨逸の大学生數……………經濟學士 岡崎 文規

雜 錄

原始的土所有權の一例

(ヴェッダ人の間における)

土地所有權の一斑)

河 上 肇

法學士貴島克己氏の譯されたレヴィンスキーの『財産起源論』(大正十年刊)は、この種の著作中最も注意すべきもの、一つであるが、その第二章『財産の起源』を見ると、著者は土地所有權の根源を二つに分ち、その一を勞働となし、その二を個人的缺乏として居る。詳しく言へば、第一に、一定の人が土地に對して勞働を加へる時は、その土地がその者の私有に屬する。『この財産は、勞働單位が個人又は家族である場合には個人的のものであり、それが集團である場合には、共同のものであるであらう』。次に『個人的缺乏と名づけるところの、財産の第二の發生原

雜 錄 原始的土所有權の一例

因』がある。『經濟生活の緊張と共に、人間は土地に結び着けられるやうになり、そして彼れの住居を圍む土地は、彼に對して特別の價値を得る。』『そして皆、宅地の周圍の凡ての土地を、排他的、永久的な權利を以て保持しやうといふ同じ希望』を有つことになる。かくて吾々は、『散在的住居の形式の存する所では、何等の勞力も加はらない土地が、耕地や、肥沃にせられた牧場と同じく、私有財産となることを見出す。是等の土地の上に生ずる財産權の淵源を、余(レヴィンスキー)は個人的缺乏と名づける。何故ならば、社會的見地から見れば、土地は潤澤に存在するけれども、耕作者に取つては、自家附近の土地は不足して居るからである。』『狩獵民の間では、小屋の周圍にある土地も亦、私有財産である』。かういふのがレヴィンスキーの大體の意見であるが、今ヴェッダ人の間における土地所有權の状態を見ると、それはレヴィンスキーの謂ふ第二種の範疇に屬するもの、やうである。

ヴェッダ人 (Veddas) は、セイロン島に住む狩

第十七卷 (第四號一三五) 五八七

1) 本, 56頁  
2) 譯, 84頁  
3) 貴島上, 86, 87頁  
4) 貴島上, 95頁

獵民であつて、現存せる人類中最も原始的なものの一つとされてゐるが、この種族の社會的生活に關しては、セリグマン夫妻の極めて綿密なる研究がある。私は次に、同書の第五章『財産および相續』の一節を抄譯して見やうと思ふ。前に述べたレヴィンスキの著作には、農耕民が主とされてゐて、狩獵民のことは比較的粗略にされてゐるから、このヴェッダ人に關する記事は、それに對して多少補足的の材料となるだらうと思ふのである。

\* \* \*

『總てのヴェッダ人は所有權について鋭い感覺を有つてゐる、さうして此の感覺は、群の狩獵地についても又た個人の所有物についても一様に發達してゐる。昔から群の狩獵地の境界は群の總ての人々に正確に知られてゐて、それは……傷けられて逃げた獸を追跡する場合の外決して無視されなかつたと云ふことは、明かであつた。さうしてヴェッダ人が他の群の地域を通過することを好まないと云ふことについては、既に

多くの著作者の證言するところである。<sup>5)</sup>

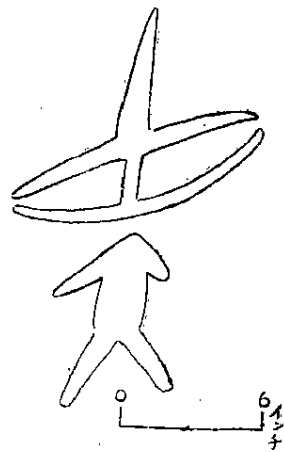
『……チヴィルの指摘したところによれば、群の獵地(それは共有地である)の外に、個々のヴェッダ人は「この中に(群の獵地の中に)彼れ自身の前を有つてゐて、それはマナー(Manor)の制度に比較さるべきである」この點において彼は疑もなく正しい、尤も吾々が個人に屬する狩獵地をば幾分でも近寄つて確め得たのは、Sitala Wanyalaにおいてのみであるが、そこでは個々の狩獵地は彼等の生涯に亘つて其の所有に屬し、且つ群全體の同意を得て之を自發的に讓渡せざる限り、それは彼等の子孫に繼承される。群に屬する土地の一部に關する私的所有權は、この社會では最も善く承認されてゐて、兄弟の土地でも其の許を得なければ何人も狩をするものはない。さうして彼れ自身の土地から跳び出て其處で傷けられた獲物でも、もし其が他人の土地で殺されたならば、その獸が死んで横はつた時、土地に觸れてゐた側面の肉をば一部分割つて、それをば其の獸が死んだ領地の所有主

5) C. G. and B. Z. Seligmann, The Veddas, 1911.

6) 同上, p. 106.

に與へることになつてゐる。獸が其の土地の上で死んだ時、その土地の所有者に屬する割合は、他のウエダ族の間では、半分である所もあるが、四分の一である所の方がより一般的であると謂はれて居る。

『吾々は Siala Wanniya におつて、畜に個人の財産と認められてゐる特定の小山を發見したのみならず、五箇の家族から成る全體の群の財産であるところの Philegodagage といふ大きな洞穴の外に、それ／＼の家族の家長の財産であるところの小さな洞穴があつて、それには他人は歓迎されず、強いて闖入しやうとしても許されないことになつてゐるのを發見した……』<sup>7)</sup>  
 『……ウエダ人の或群に屬する土地が、川または小山といふやうな自然物によつて界されてゐない場合には、その境界線に沿うた樹木の幹の上へ、張つた弓を持った人間を表現するところの、或る符號（別圖参照）が、彫りつけられる。……』<sup>8)</sup>（註）



『小山、沼、または一區劃の土地を讓渡する證據は石であつた。このことは吾々が澤山の獨立した資料から見聞するところで、以前それが一般の慣行であつたことにつき吾々は何等の疑を有たない、けれども土地讓渡の斯かる證據が今も猶ほ行はれてゐる部落を吾々が發見したのは吾々が Siala Wanniya に到着した時が始めてである……』<sup>8)</sup>

（註）樹木に刻印を附することは、一定の區域に對する所有權表示の原始的方法の一に屬する。レヴァイスキーの前掲著書には、それについて、次の如く述べてある。

7) 同上, p. 111.

8) 同上, pp. 112, 113.

『シベリアのやうに散圃制が主要形式である所では、住居附近の牧場、放牧場、ふよび森林までも、全然、耕作者の專有に屬する。彼は自己の占有地を柵で圍み、または樹木に印を附けて、一定の區域に對する彼れの權利を表示する。同様な習慣が古代ドイツのマルクにも存在した。單に柵を廻らすことに依つて、または何かの方法で所持の意思を表明することに依つて、土地を所有することは、マルク内の住民の權利の一であつた。……是に對しては、此の場合にも亦、勞力が土地の申に注がれること、その結果として財産の形成は此の要素に因るのであつて、欠乏に因るのではないと云ふ抗議が提出せられるかも知れない。しかし余は場合を二に分つて考へねばならぬと考へる。即ち(一)勞力を土地に費した爲に耕作者が其の土地に執着する場合。(二)土地が不足な爲に、耕作者が境界の建設に勞力を費す場合。第一の場合には、勞力が財産の原因であり、第二の場合には、一の表象に過ぎない。』<sup>9)</sup>